

入札参加停止等措置に係る苦情処理要領

(平成20年3月31日制定)

(対象となる措置)

第1条 本要領による苦情処理の対象となる措置は、熊取町入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）の規定による入札参加停止及び警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）とする。

(入札参加停止の理由の明示)

第2条 町長は、停止要綱第9条の規定による通知において、入札参加停止の理由を明らかにするものとする。

(苦情申立て)

第3条 入札参加停止等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（次項及び第6条並びに第10条において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 入札参加停止 当該入札参加停止の期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに係る審議)

第4条 町長は、苦情の申立てがあったときは、熊取町建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）に、速やかに審議を依頼するものとする。

(苦情申立てに対する回答)

第5条 町長は、委員会の審議を踏まえたうえで、委員会の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日条例（平成元年条例第22号）第2条に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(再苦情の申立て)

第6条 第5条の回答書を受理した申立者であって、回答による説明に不服がある者は、町長に対して、回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、申立書面により再苦情の申立てをすることができる。

(再苦情の申立てへの回答)

第7条 町長は、前条に定める再苦情の申立てがあったときには、入札監視委員会に審議を依頼し、その審議の結果を尊重したうえで、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内に申立者に回答するものとする。

(苦情及び再苦情の申立ての却下)

第8条 町長は、苦情又は再苦情の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情又は再苦情の申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができるものとする。

(苦情及び再苦情の申立て等についての教示)

第9条 町長は、本要領により苦情及び再苦情の申立ができることを、閲覧による方法等により、また、再苦情申立てについては、苦情申立てに対する回答書に再苦情申立てができる旨及び手続を教示する。

(苦情及び再苦情処理結果の公表)

第10条 町長は、苦情処理又は再苦情処理において、申立てを却下したときは、申立書面及び町長が却下した理由を、回答を行ったときには、申立書面及び町長が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。